

利用者のために

1 調査の目的

農業協同組合及び同連合会一斉調査は、信用、共済、販売等の事業を総合的に行う総合農協、特定業種に特化して業務を行う専門農協及び特定の事業に特化して事業を行う農業協同組合連合会の指導・監督や制度の見直し等のための資料を整備するとともに、広く国民に情報を提供することを目的としている。

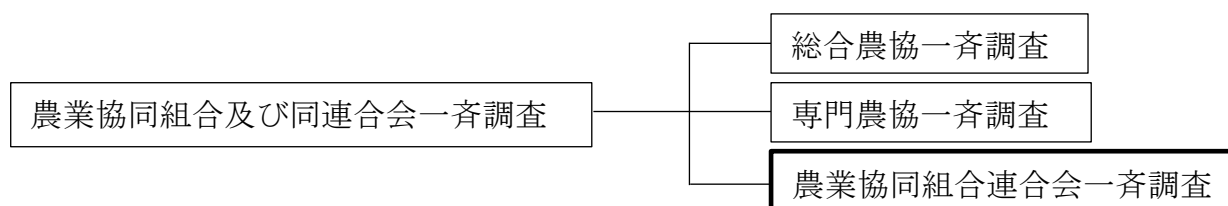
2 調査の根拠法令

調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

調査は、農林水産省経営局から地方農政局を通じて実施した。

4 調査体系



5 調査の対象

全国の都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会（全国区域、2 県以上全国区域未滿及び県区域未滿の連合会を除く。）

（調査対象数：81、回答数：81、回答率 100.0%）

6 抽出方法

行政記録情報を基に作成した農業協同組合連合会名簿に記載された全ての農業協同組合連合会を調査の対象としている。

7 調査事項

- (1) 連合会の名称、住所及び設立登記年月日等
- (2) 会員数
- (3) 附加議決（選挙）権
- (4) 役員数
- (5) 補助金・助成金
- (6) 本事業年度中に納付した諸税
- (7) 外部出資
- (8) 職員数及び本所、支所、出張所、代理所数等
- (9) 職員給与状況
- (10) 信連貸借対照表の明細
- (11) 購買・販売事業

- (12) 加工（製造）事業
(13) 共同利用施設等の所有状況

8 調査の時期

(1) 調査対象期間

事業に関する調査事項の調査対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した事業年度であり、その他の調査事項は、令和5年3月31日現在によって調査を実施した。

(2) 調査実施期間

調査票の配布：5月下旬

調査票の回収：10月下旬

9 調査方法

本調査は、地方農政局から調査対象（北海道にあっては農林水産省本省から調査対象）に対して、郵送により調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施した。

ただし、調査対象の希望があった場合は、電子メールにより調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施した。

10 集計方法

本調査の集計は、経営局協同組織課において行った。

全国計の数値は、調査対象連合会の調査結果の単純積上げにより算出した。

11 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算定は行っていない。

12 地域の表章区分

地 域 名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海	岐阜、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国 ・ 四 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

13 用語の解説

総 合 農 協	信用、共済、販売等の事業を総合的に行う農業協同組合をいう。
専 門 農 協	信用事業を行わず、特定業種に特化して事業を行う農業協同組合をいう。

農業協同組合連 合会区分	
信 連	信用事業を行う連合会をいう。
経 済 連	販売、購買事業を主たる業務とする連合会をいう。
厚 生 連	厚生事業を主たる業務とする連合会をいう。
畜 産 連	養豚、養兎、牛馬、緬羊、養蜂等の畜産に関する指導、販売、購買、加工、施設の共同利用等の事業の一部又は全部を主たる業務とする連合会をいう。
酪 農 連	乳牛に関する飼育指導、原乳の集乳、処理、加工及び販売、酪農に関する購買等の事業の一部又は全部を主たる業務とする連合会をいう。
その他連	前記に該当しない連合会をいう。
実 務 精 通 者	実務に精通し、組合の事業内容につき十分な見識と能力を有する者をいう。
営 農 指 導 員	主として生産出荷についての技術指導、農家の経営指導等の業務に従事する職員をいう。
支所（支店）、 出張所	従たる事務所であって、代理権と一部の決定権を有する責任者が存在し、独立して事業経営を行うことのできる事務所をいう。 ただし、「支所（支店）」については主たる事務所、「出張所」については主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって業務が行われていることが必要
そ の 他 事 業 所	支所（支店）及び出張所以外で独立して事業運営を行っている工場・店舗・給油所等であって専従職員を配置している事業所をいう。
耕 種	水稻、陸稻、麦又は雑穀の栽培をいう。
集 落 組 織	農家が生産面、生活面で共同しあっている集落単位の農家集団をいう。
業種別生産組織	水稻、果樹、養豚部会（協議会・組合等）でなどの名称で呼ばれている組合の下部組織であって組合が指導援助を実施しているものをいう。
購 買 店 舗	単なる商品展示場ではなく、一定の売場面積を有し、かつ、1人以上の専従（実質的に専従状態にあるものを含む）職員（パート等

の臨時職員を除く）のいるもの（給油施設を除く）をいう。

14 利用上の注意

- (1) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」、「0.00」：単位未満（例：0.4 千円→0 千円）

「－」：調査は行ったが事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「…」：未発表のもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「nc」：計算不能

- (2) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない個所についても「x」表示としている。

- (3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和4事業年度農業協同組合及び同連合会一斉調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

- (4) この統計表は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査結果と農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく行政記録情報により作成している。

なお、一般統計調査で把握した項目と行政記録情報で把握した項目の分類は、参考「農業協同組合連合会一斉調査項目分類一覧」のとおり。

- (5) 消費税の取扱いについて

本調査は、農業協同組合連合会における事業報告等の決算値を記入することとしており、本調査結果には、税抜きと税込み金額が混在している。

なお、農業協同組合及び農業協同組合連合会が作成する計算書類（貸借対照表、損益計算書等）、事業報告等は、関係法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行に準拠することとされている。

- (6) 本統計のデータは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「農業協同組合及び同連合会一斉調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukyo_rengokai/#r

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業構造統計班

電 話：（代表）０３－３５０２－８１１１（内線３６６４）

（直通）０３－３５０２－８０９３

農林水産省 経営局 協同組織課経営・組織対策室 組織・調査班

電 話：（代表）０３－３５０２－８１１１（内線５２２５）

（直通）０３－３５０２－６６６３

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>